2015年4月27日
No 1549号
働くルールの確立で
人間性の回復を

明治乳業争議団 ニュース

発　行　明治乳業争議団
連絡先　〒272-0015
千葉県市川市鬼高2-6-2
☎・Fax 047-332-5698
E-mal　mjnyu88sgd@wing.ocn.ne.jp
ＨＰ　明治乳業争議団 ⇒ 検索

― 全面解決への道筋を切り拓く正念場の闘い ―

「明治乳業争議中労委闘争を勝たせる会」への

ご賛同・ご入会を訴えます

14年12月3日全労連・東京地評
争議支援総行動明治ＨＤ社前

明治乳業争議は、多くの大企業で闘われ勝利解決をしてきた潮流間差別争議と同じ、典型的な「不当労働行為・差別事件」です。しかし、残念ながら、市川工場事件（千葉32名）から３０年、全国事件（９事業所32名＝北海道、埼玉、茨城、石川、静岡、愛知、京都、大阪、福岡）からでも２０年が経過する長期争議となっています。その背景には、労働委員会や裁判所の不当な判断と、「不当労働行為も差別も無いとの判断を頂いた」等として、一切の要請をも頑なに拒否をしている（株）明治の異常企業体質があります。

現在、中央労働委員会において、「全国事件に対する都労委不当命令の再審査」が行われていますが、年内から来春には結審を迎える見通しであり、解決局面を切り拓く正念場の闘いとなります。私たちは、明治乳業争議を最後に残された全国規模での大企業差別争議と位置づけ、①中労委を攻勢的に闘うための財政的基盤を確立すると、②（株）明治及び明治HDを包囲し解決局面を切り拓くことを目指し、標記の「中労委闘争を勝たせる会」を結成いたしました。幅広いご賛同とご入会を心から呼びかけさせていただきます。

※代表世話人（５０音順）

◎江間	謙二（福岡県労連議長）	◎小田川	義和（全労連議長）
◎桶間	諭（石川県労連議長）	◎川辺	和宏（大阪労連議長）
◎樗松	佐一（愛労連議長）	◎榊原	徹（茨城労連議長）
◎柴田	泰彦（埼労連議長）	◎林	克（静岡県評議長）
◎福田	裕行（神奈川労連議長）	◎松本	悟（千葉労連議長）
◎森田	稔（東京地評議長）	◎吉岡	徹（京都総評議長）

明乳争議と私

港区労連事務局長
明治乳業争議支援共闘会議幹事
高橋　孝　さん

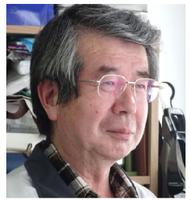

明治乳業争議団の仲間と知り合ったのは帝都自動車争議でした。帝都自動車の社長が市川に住んでいて、社長宅要請や宣伝を行うために、明治乳業争議団に要請し、多大なご協力をいただいたことを思い出します。それをきっかけに明治乳業争議に関わるようになり、中央労働委員会での闘いの時に、明治乳業争議団の団員である松下秀孝さんが港争議団の担当になり、明治乳業争議にますます関わるようになりました。以来、松下さんは地域運動にも深く関わり、貢献していただいています。本当に頭が下がります。

私も「解雇争議」を闘いましたが、８年余での解決です。明治乳業争議はさらに長期の争議になっており、当事者はもとより、ご家族も計り知れない負担をおっていると思います。微力ですが、できることを精いっぱいやって解決のために協力していきたいと思います。

「明けない夜はない」「闘ってこそ道は開ける」ともにがんばりましょう。

中労委　第１回審問が開始されます

２０１５年６月１日（月）午後１時～５時

⊙ 申立人側　５名に対する主尋問が行われます。

多くの方々の傍聴支援をよろしくお願いします・

尚、終了後会社側証人の立証計画が確認されます。

今後の立証計画

第２回審問日＝８月７日（金）午後１時～５時　会社側反対尋問
第３回審問日＝８月19日（水）午後１時～５時　申立人側主尋問
第４回審問日＝10月27日（火）午後１時～５時　会社側反対尋問

「中労委」勝利命令を勝ち取る団体署名にご協力お願いします

中労委審査も１０回の調査を経ていよいよ証人尋問が６月からはじまります。

現在、取り組んでいます中労委への団体署名『**都労委の「異常な判断手法」を厳しく精査し正確な事実認定に基づく救済命令を求める要請書**』を持参し、審査課へ救済を求める要請を６月から提出していきたいと考えています。

努力をしていますが目標におよばない状態です。改めてお願いさせていただきたいと考えています。その節にはご協力・ご支援をお願い申し上げます。

2014年冬季・15年春季物販活動にご協力ありがとうございました

貴団体・個人の皆さまにご協力いただきました「東京争議団・明治乳業争議団」と「働きたいネットと共同」の二つが取り組んでいます物販活動へのご協力に心より感謝申し上げます。また、争議のことを初めて知っていただいた方や長期争議への励ましなどいただき、おかげさまで運動を広めることが出来ました。

東京争議団関係の還元金から５％を震災義援金として拠出させていただくことと、カタログに震災コーナーの品々も**引き続きご協力をお願いします。**

都労委不当命令の突破をめざす証人審問日程が確定

10回に及ぶ調査での攻防を踏まえ争点が確定

全国事件への都労委不当命令（２０１３年７月９日）を受け、明治乳業争議団は命令の異常性・不当性を繰り返し学び議論を深める中で、「このままでは終えられない」の怒りと決意で団結をし、逆転救済命令に向け全力で中労委を闘っています。２０１３年11月に開始された中労委第１回調査から今年３月23日の第10回調査までの間、都労委判断の異常・不当性を命令例の到達点なども踏まえながら、書面や調査での主張を通して繰り返し解明し、中労委審査で避けられない争点（大量観察方式での累積格差の判断、不当労働行為意思の遡及審査など）について提起してきました。これら「審査の枠組み」をめぐる会社との厳しい攻防を踏まえ、第９回調査で公益委員から「争点（案）」が提起され、労使双方に意見が求められました。申立人らは、「（提起された案）基本的に受け入れる」ことを前提に、若干の意見を書面で提出しました。しかし、会社は公益委員が示した「争点（案）」に対する反論主張的な書面（33頁）を提出したのです。公益委員は双方の意見書を踏まえたうえで、「争点（案）の通り確定します」との審査指揮を執り、証人調べの日程調整を行いました。

調査内容を報告する菊池弁護士

「累積格差の審査・判断」「不当労働行為の遡及審査」による

救済命令の獲得に向け11名の証人が頑張ります

会社は、申立人ら及び公益委員が求めた「資料開示」を、「審査の枠組みと関係ないもの」「申立人ら以外の資料は廃棄してない」等の理由を述べ、頑なに拒否しました。この対応は、申立人らが求める「大量観察方式による累積格差の一括是正」の審査・判断を阻止し、中労委でも都労委判断と同じ「審査の枠組み」にすることを狙った、不当な対応であることは明白です。

会社が「資料開示」を拒否した場合、認定・判断上のリスクを会社に負わせるのが中労委命令などの到達点です。この立場を中労委に繰り返し提起して頑張ります。

会社の資料開示拒否の態度に厳しく抗議の意を語る支援者

支援者４名を含む11名が２回の主尋問で証言

長期争議の中で高齢化が避けられない明治乳業争議団は、中労委闘争を争議団の今後にとって極めて重要な闘いと位置づけ、支援共闘会議・弁護団との率直な議論を重ねながら、「勝つために必要なことは全てやり切る」決意です。証人審問開始の６月から結審が予測される来春が中労委闘争の正念場です。11名の証人が２回の主尋問で証言しますが、１回目は、「格差論」に関する証人５名（トータル３時間25分）が６月１日午後１時から行い、反対尋問は８月７日午後１時からです。２回目は、「不当労働行為意思」に関する証人６名（トータル３時間30分）が８月19日午後１時から行い、反対尋問は10月27日午後１時からです。その後、会社証人２名の主・反尋問ですが、審問日程は６月１日に確定する予定です。争議団と弁護団は、証人ごとの獲得目標を明確に定め、格差の深刻な実態と、半世紀に及ぶ異常な不当労働行為を鮮明にし、必ず救済命令を獲得して全面解決への道筋を拓く決意です。

調査に出席し証人として頑張る決意の石川・中村さん

－明治ＨＤ社前ビラ配布への警察不当介入に反撃！－

定例の宣伝行動に突然の介入

この様な広い歩道で整然と訴える行動です

争議団が毎月定例で実施する宣伝行動「明治HD→みずほ本店→（株）明治」の３月10日、明治HD社前（13時～14時）の終了直前、警備用ワゴン車の警察官（制服と私服で５人）が突然、「ビラ配布の届出はだしているのか、直ちにやめろ！」といい、「特定の者から110番が入った」等として強権的に介入。争議団は「民事介入はやめろ！」と抗議をし、警察手帳の提示と中心的人物に氏名を問い質した。この抗議に、「生活安全課の田中課長だ」と名乗った。

中央署への２度の申し入れ行動で「回答確約」

不当介入が明治HDの通報によることは明白であり放置は許されない。争議団は、支援共闘会議、国民救援会都本部、弁護団と相談をし、中央署に四者連名で「ビラ配布介入への申入れ書」を作成し、４月８日に代表７名が中央署を訪問。別室で代表４名が、備課長（現場では生活安全課と偽る）、警務課長他１名の３名と対峙しましたが、「内容が抗議なので受け取れない」として拒否。しかし、この申入れ書の内容を精査し警察の見解を求める項目を鮮明にし、４月13日に再度中央署を６名で訪問。改めて、警務課長他２名に対し「申入れ書」を渡し見解を求めました。申入れ書は直ちに警視庁に転送されたとのことで、その後、「本部（警視庁）の判断で、正式な申入れ書として受理します」との回答を得、回答内容を聞くための中央署訪問を確約して終了しました。

●見解を求めたのは次の３点
（１）憲法21条には「一切の表現の自由は、これを保障する」と定めてあるが、この条文をどの様に理解をしているのか。
（２）ビラ配布の届け出を求め、届け出がないことを前提に規制しているが、求める届け出はどの法規のどの条項によるものか、具体的に示されたい。
（３）行動に参加していた一人一人に「警告する！」「警告する！」と通告して、警告措置をとったが、この措置はどの法規のどの条項によるものか、具体的に示されたい。
●回答の内容次第では、さらに不当介入を許さない共同の闘いが必要だと考えています。

みずほ銀行本店

毎月第２火曜日３点宣伝
明治HD～みずほ銀行本店～（株）明治本社の３カ所で宣伝継続。浅野会長・松尾社長は経営判断で解決を！みずほは筆頭株主の役割果たせと宣伝継続中。

原発再稼働ダメ！
放射能から子どもたちの生命をまもろう
2011年3月東電福島第一原発大事故において、明治乳業は製品の放射能検査を直ちに実施し、消費者・国民に知らせよと要求を突き付け運動をしてきました。経営陣は一切応えない頑なな姿勢の中で、2012年から毎年、東電に向けて被災者に完全損害賠償と原発再稼働するな！　明治に対し、学校給食用牛乳、粉ミルクからセシウムが検出されいるにも関わらず、マスコミにも消費者団体にも何ら答えず隠ぺいの姿勢を取り続ける経営姿勢を世間に告発する「銀座デモ」行ってきています。今年の３月７日に４回目のデモを実施しました。

坂戸・菓子工場

坂戸、戸田、埼玉、神奈川の各工場前を２ヵ所毎宣伝を実施しています。複雑な勤務形態の中でいま働く皆さんに十分チラシを手渡すことが困難でありますが、マイクを通して争議報告や日本の労働者が置かれている状況等訴えています。